

「今契約しているプロバイダより、必ず安くなるから乗り換えませんか」と電話で勧誘され、承諾した。その後、業者の電話による指示に従い、パソコンでプロバイダのホームページ画面を開くと、**遠隔操作**でプロバイダの変更が行われた。変更後、これまで契約していたプロバイダの料金を確認すると、**新しい契約先**のほうが**高額**になることが分かった。解約を申し出たが「きちんと説明している。解約には、**違約金1万5千円**が必要」と言われた。

(60歳代 男性)

独立行政法人国民生活センター
「見守り新鮮情報201号」より



ひとこと助言



慎重にね

見守るくん

- 電話で大手電話会社名をかたるなどして、インターネットに接続するためのプロバイダ契約の変更を持ち掛け、遠隔操作で設定変更をする勧誘方法に関する相談が急増しています。
- 「今より安くなる」などと勧誘されても、契約前に契約内容に関する書面を求め、はっきり理解できなければ、承諾しないでください。
- 知らない間にオプションなどを申し込んだことになっているケースもあり、注意が必要です。
- プロバイダなどの契約は、法律上のクーリング・オフ制度はありません。

- 「おかしいなあ」、「困った！」ときは下記までご相談ください。

村上市消費生活センター	☎53-2111(内線287、290)	FAX53-2541
荒川支所地域振興課	☎62-3103	朝日支所地域振興課 ☎72-6885
神林支所地域振興課	☎66-6112	山北支所地域振興課 ☎77-3112
消費者ホットライン(土・日) ☎0570-064-370 ※PHS、IP電話などからは利用できません		